

寒川町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第7号

### 寒川町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町介護保険条例施行規則(平成25年寒川町規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「区分」を「場合の区分」に改め、同条第1号中「区分」を「住宅、家財等の損害の程度の区分」に改め、同号の表を次のように改める。

住宅、家財等の損害の程度	割合
全壊	100%
半壊、大規模半壊及び床上浸水	50%
備考 この表における損害の程度とは、 官公署の長が発行する証明書等における損害の程度をいう。	

第5条に次の2項を加える。

2 減免の対象となる保険料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める保険料とする。ただし、当該保険料のうち既に納付されているものは、減免の対象としない。

(1) 条例第13条第1項第1号に該当する者 当該災害による損害が生じた日以後の納期に係る保険料

(2) 条例第13条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する者 当該減免の申請があった日以後の納期に係る保険料

3 保険料を減免する場合において、当該減免後の保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第6条ただし書中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「50%以上の減免にあつては12期分、50%未満の減免にあつては6期分」を「普通徴収の方法によって徴収する保険料については10期分、特別徴収の方法によって徴収する保険料については6期分」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。